

第10回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 3年 4月28日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和3年4月28日(水) 15時30分～16時10分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 報告第1号 農業委員会事務局職員人事発令の件(その1)
日程第3 報告第2号 農業委員会事務局職員人事発令の件(その2)
日程第4 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
日程第5 報告第4号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査委報告の件
日程第6 報告第5号 農地等移動適正化あっせん報告の件
日程第7 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
日程第8 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
日程第9 議案第3号 農地法第4条の規定による許可の件
日程第10 議案第4号 農地法第4条の規定による意見聴取の件
日程第11 議案第5号 農地法第5条の規定による意見聴取の件
日程第12 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件
日程第13 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議要請の件

●出席委員

1番 島部 亨 2番 敬松 穰治 3番 小寺 典子 4番 道下 勇治
5番 坂下 義晴 6番 早苗 裕典 7番 森田 文秀 8番 横溝 勲
9番 平林 浩哉 10番 谷口 栄治 11番 鈴木 進 12番 後藤 和則
13番 西川 幹生 14番 相澤 研二 15番 浅井 隆久 16番 森本 敏彦
17番 浅野 博文

●欠席委員 なし

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成 事務局次長 土田 雅敏 農地振興係長 村上 大助

●議事録署名委員

2番 敬松 穰治 3番 小寺 典子

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に 2番 敬松委員 3番 小寺委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農業委員会事務局職員人事発令の件（その1）

●日程第3 報告第2号 農業委員会事務局職員人事発令の件（その2）

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農業委員会事務局職員発令の件（その1）並びに関連がありますので、日程第3 報告第2号 農業委員会事務局職員発令の件（その2）を議題といたします。それでは、報告1号 2号について事務局より説明願います。

○事務局（土田） 報告第1号 農業委員会事務局職員人事発令の件（その1）。令和3年3月31日付けで、次のとおり発令したので報告する。職員 佐藤三舟 芽室町農業委員会職員を解きます 町長部局への出向を命じます。引き続き 報告第2号 農業委員会事務局職員人事発令の件（その2）。令和3年4月1日付けで、次のとおり発令したので報告する。職員 藤野元成 芽室町農業委員会職員に任命にします 事務局長を命じます。

○議長（島部会長） ただ今の報告2件についてですが、3月31日付け 及び 4月1日付けの人事異動に伴い異動のあった職員について、私の方から辞令書を交付しておりますので、併せて報告します。以上で報告第1号 報告第2号を終わります。

●日程第4 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

●日程第5 報告第4号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 報告第4号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件を議題といたします。それでは、敬松現地調査委員長より、復元状況調査の結果について

報告をお願いします。

○2番(敬松委員) 報告第4号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件 先に許可されました一時転用について、期間満了若しくは事業完了に伴い現地調査を実施しましたので報告する。

4月20日に現地調査委員会を開催しました。調査委員は、後藤委員、浅野委員、と私敬松、事務局より藤野局長、土田次長が出席しています。午前9時より役場会議室で行い、調査箇所について、事務局並びに担当委員より説明を受けた後現地調査を行いました。

【番号1番朗読】

現地調査の結果、農地として復元していたことを認めます。以上報告とします。

○議長(島部会長) ただ今の報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

●日程第6 報告第5号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長(島部会長) 次に、日程第6 報告第5号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題とします。森本あっせん委員長より、あっせんの結果について、報告をお願いします。

○16番(森本委員) 農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。

あっせん委員会を4月21日に開催いたしました。あっせん委員に、坂下委員、早苗委員、横溝委員、浅井委員、そして私、森本。事務局から藤野局長、村上係長が出席しています。午後1時30分から役場2階会議室において事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けた後、現地調査を行い、午後3時30分から役場会議室において、あっせん委員会を開催いたしました。それでは結果を報告いたします。

今回は賃貸借2件売買1件の計3件で、番号1番につきましては、売買の申し出により買い手の調整を行い、受け手の資金調達等の事情により調整がつかなかったことから、あっせんを打ち切りあっせん不成立といたしました。番号2番 3番については、あっせんが成立いたしました。以上、報告いたします。

○議長(島部会長) ただいまの報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

特に発言がないようですので、以上で報告第5号を終わります。

●日程第7 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長(島部会長) 次に、日程第7 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田) 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者

から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長(島部会長) これより質疑に入ります。番号1番についてご意見ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 続いて採決に移ります。番号1番について、通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長(島部会長) ないものと認め、番号1番について原案のとおり決定いたします。

○議長(島部会長) 次に、番号2番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(土田)

【番号2番朗読】

○議長(島部会長) これより質疑に入ります。番号2番について、ご意見ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 続いて採決に移ります。番号2番について、通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長(島部会長) ないものと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

以上で議案第1号を終わります。

●日程第8 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長(島部会長) 次に、日程第8 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長(島部会長) ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員であります 平林委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○9番(平林委員) 該当地は以前より譲受人が耕作しており、今回、親から子への贈与の申し出です。既に譲受人の後継者が営農しており、問題ない案件であります。

○議長(島部委員) これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員であります 森本委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○16番（森本委員） 伏美13線の22号と23号の間にある土地で、元は河川敷であった場所で、かなり以前に河川改修が行われ、当該地は畑となっております。当該の周囲は全て譲受人が耕作しており、問題ない案件であります。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号3番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員であります 後藤委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番（後藤委員） 12番後藤です。元の河川用地の国からの払下げの案件であります。申請地は、長年譲受人が耕作している場所で、自らの農地にも隣接しており、問題ない案件であります。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号4番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員であります 後藤委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番（後藤委員） 12番後藤です。元の河川用地の国からの払下げの案件であります。申請地は、長年譲受人が耕作している場所で、自らの農地にも隣接しており、問題ない案件であります。

ます。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号4番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議なしと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号5番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員であります 坂下委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○5番（坂下委員） 貸人と借人は親戚関係にあり、長年賃貸借を行ってきた農地であることから、近隣の方も理解されており、問題ない案件であります。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議なしと認め、番号5番について、原案のとおり決定いたします。

以上で議案第2号を終わります。

●日程第9 議案第3号 農地法第4条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第3号 農地法第4条の規定による許可の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農地法第4条の規定による許可の件。次の者から農地法第4条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいま、事務局より説明のあった案件については、3月29日開催の第9回農業委員会総会においてご審議頂いた案件です。特にご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番については、原案のとおり決定し、準備が整い次第許可するものとします。

以上で議案第3号を終わります。

●日程第10 議案第4号 農地法第4条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 議案第4号 農地法第4条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第4号 農地法第4条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第4条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいま、事務局より説明のあった案件については、3月29日開催の第9回農業委員会総会においてご審議頂いた案件です。特にご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め番号1番については原案のとおり決定します。なお、番号1番については、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から許可相当の回答があり、準備が整い次第、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

以上で議案第4号を終わります。

●日程第11 議案第5号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第11 議案第5号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。番号1についてですが、坂下委員本人に関する案件でございます。そのため、坂下委員については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されることとなります。坂下委員には、議事終了まで一時退席を願います。ここで暫時休憩といたします。

（15時58分 休憩）

（15時59分 再開）

○議長（島部会長） 休憩をとり、会議を再開します。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第5号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、地区委員であります 鈴木委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○11番（鈴木委員） 11番鈴木。砂利採取及び起伏調整のため昨年許可した箇所に隣接している農地で、特に問題のない案件です。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め番号1番については原案のとおり決定します。なお、番号1番については、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から許可相当の回答があり、準備が整い次第、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

以上で議案第5号を終わります。

○議長（島部会長） ここで暫時休憩といたします。

（16時01分 休憩）

（16時02分 再開）

●日程第12 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 休憩をとき会議を再開します。次に、日程第12 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。それでは 整理番号1番から整理番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（村上） 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号1番から整理番号4番朗読】

○議長（島部会長） それでは 整理番号1番から整理番号4番について、これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。整理番号1番から整理番号4番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） それでは、整理番号1番から整理番号4番について、異議のないものと認め、原案のとおり決定いたします。

以上で 議案第6号を終わります。

●日程第13 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議要請の件

○議長（島部会長） 次に、日程第13 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議要請の件を議題とします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（村上） 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議要請の件。 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、次の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるので、芽室町に対し買入協議を要請するものとする。

【番号1番朗読】

番号1番につきましては、先の報告第5号で報告のありました、あっせんが不成立となった案件であります。

○議長（島部会長） 次に、森本あっせん委員長より、説明をお願いします。

○16番（森本委員） 16番森本。ただいま事務局より説明がありました件ですが、4月21日にあっせん委員会で買い手の調整を行いました。報告第5号のとおりあっせんを打ち切り、あっせん不成立で終わっています。あっせん委員で協議した結果、これらの件については受け手が資金調達等の理由により速やかに買い入れる事が出来ないため、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と判断した案件でございます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。以上で議案第7号を終わります。

○議長（島部会長） 本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

よろしいですか。それでは以上をもちまして、芽室町農業委員会第10回総会を閉会いたします。

（16時10分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 3年 4月28日

芽室町農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員